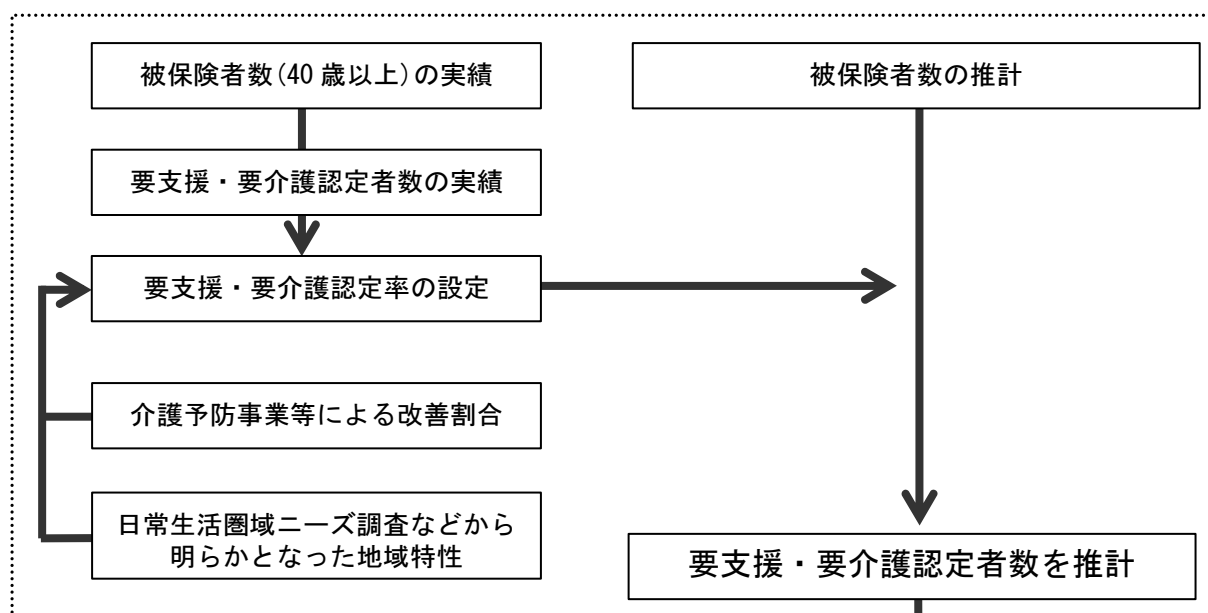


第6章 介護給付等対象サービス量の見込み

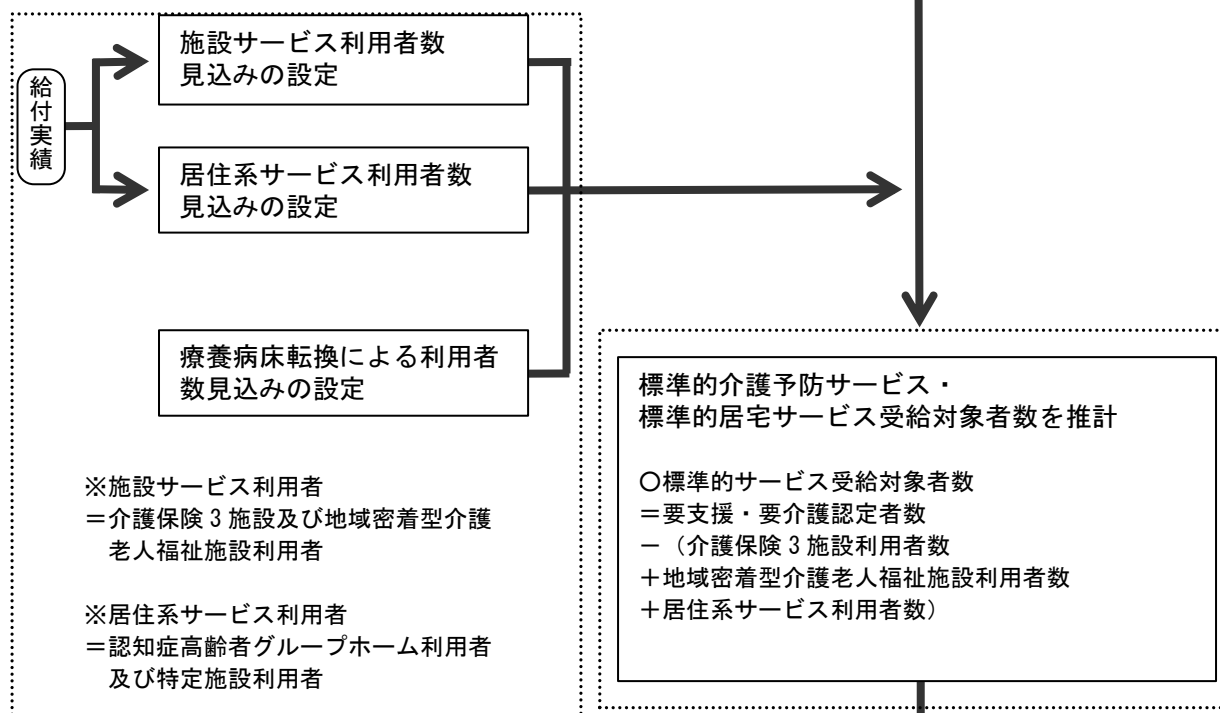
1. 介護保険サービス必要量（供給量）及び給付額の見込み

(1) 給付額・保険料額の算定手順

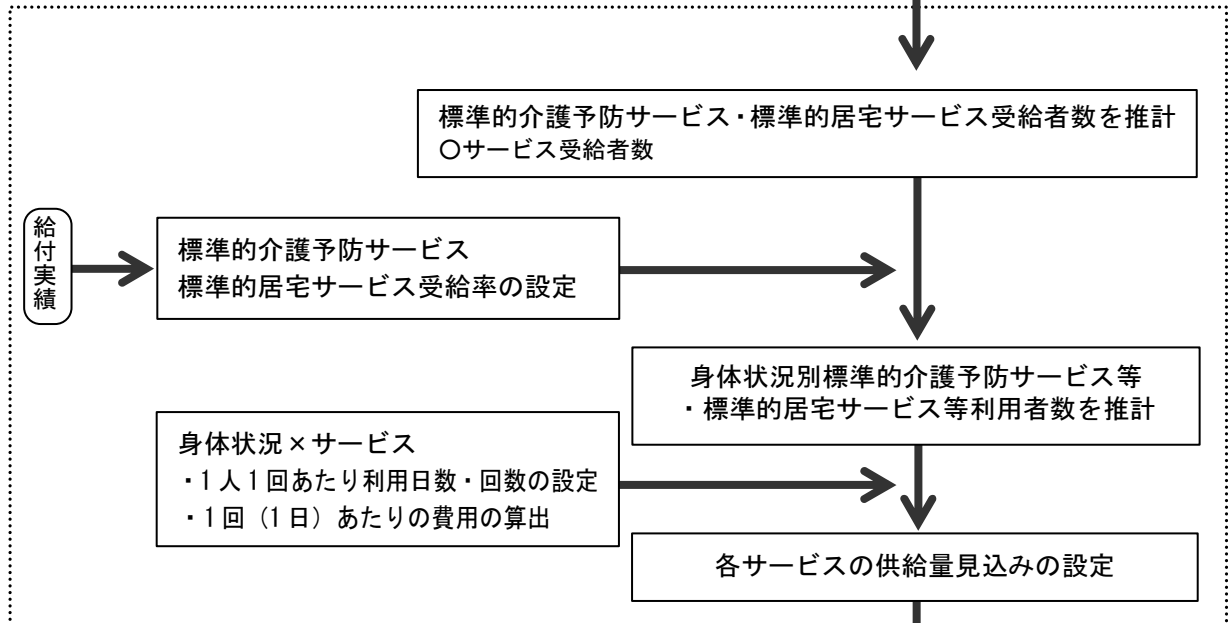
■被保険者及び要支援・要介護認定者の推計



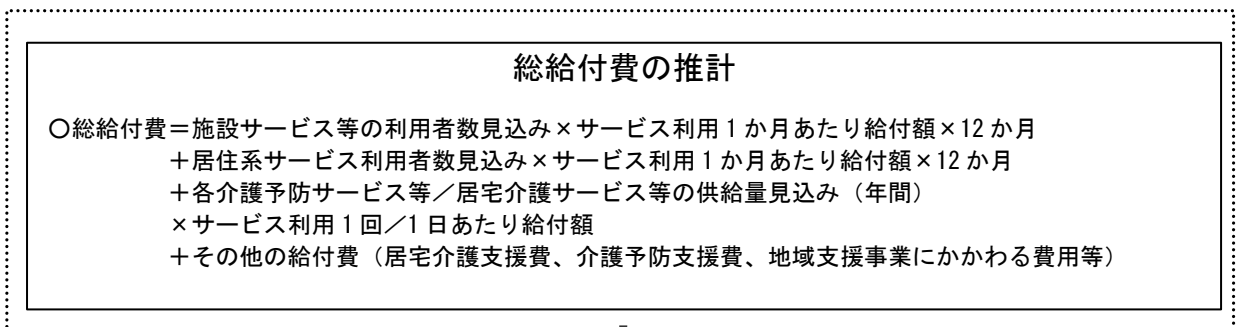
■施設サービス・居住系サービスの利用者数の推計



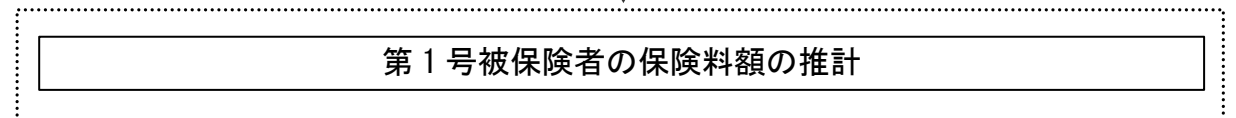
■介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス・
居宅介護サービス・地域密着型サービス
(居住系サービス等を除く)の利用者数の推計



■総給付費の推計



■保険料の推計



(2) 施設・居住系サービス利用者数の推計

現状における市内の施設整備状況やこれまでの利用実績、市民意向調査結果、待機者数の状況、保険給付への影響などを勘案し、施設・居住系サービスの目標数を次のとおり設定します。

また、より重度の介護が必要な方に重点を置き、国の参酌標準に則して、平成26年度までに介護保険施設利用者数に対する要介護4及び5の方の割合を70%以上にするように目標を設定します。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	267人	270人	274人
介護老人保健施設	169人	171人	172人
介護療養型医療施設	9人	7人	4人
地域密着型介護老人福祉施設 (小規模特別養護老人ホーム)	0人	29人	58人
介護保険施設利用者数 合計	445人	477人	508人
うち要介護4・5の利用者	254人	303人	356人
うち要介護4・5利用者に対する割合	57.1%	63.5%	70.1%
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	48人	51人	54人
特定施設入居者生活介護(介護専用型)	0人	0人	0人
介護予防認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	0人	0人	0人
特定施設入居者生活介護 (介護専用型以外)	41人	43人	44人
介護予防特定施設入居者生活介護 (介護専用型以外)	6人	6人	6人

(3) 受給者数の推計

① 居宅介護サービス

居宅介護サービスの受給者数は、平成 21 年度が 17,393 人、平成 22 年度が 18,240 人となっています。

訪問・通所、福祉用具・住宅改修などの居宅サービスは、これまでの経緯から、ニーズの増加に応じて参入が期待でき、充足の可能性は高くなっています。

要介護認定者数の増加が見込まれるため、介護や支援が必要な高齢者が必要なサービスを安心して受けられるよう、介護保険サービスの確保・充実を図ります。また、事業者との連携によるサービス量の確保を図るとともに、質の高いサービスが提供されるよう、事業者との連絡、調整を行います。

①-1 (介護予防) 訪問介護

(介護予防) 訪問介護 (ホームヘルプサービス) は、ホームヘルパーが介護を受ける人の自宅を訪問し、身体介護や生活援助等を行うサービスです。

人/年

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問介護	計画値	5,076	5,220	5,376	7,176	7,704	8,208
	実績	5,290	5,397				
介護予防訪問介護	計画値	3,924	4,032	4,152	4,176	4,464	4,788
	実績	3,494	3,550				

①－２ （介護予防）訪問入浴介護

（介護予防）訪問入浴介護は、訪問入浴車によりそれぞれの家庭で入浴介護を受けるサービスです。

人／年

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問入浴介護	計画値	552	576	588	618	629	642
	実績	477	403				
介護予防	計画値	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	実績	0	0				

①－３ （介護予防）訪問看護

（介護予防）訪問看護は、主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

人／年

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問看護	計画値	1,764	1,812	1,860	2,784	3,048	3,300
	実績	1,981	2,279				
介護予防訪問看護	計画値	312	324	336	375	402	429
	実績	290	270				

①ー４ （介護予防）訪問リハビリテーション

（介護予防）訪問リハビリテーションは、病院・診療所の理学療法士（PT）・作業療法士（OT）が自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため必要なリハビリテーションを行うサービスです。

人／年

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問 リハビリテーション	計画値	84	96	108	270	276	294
	実績	220	212				
介護予防訪問 リハビリテーション	計画値	0	0	0	40	44	48
	実績	52	23				

①ー５ （介護予防）居宅療養管理指導

（介護予防）居宅療養管理指導は、主治医の指示により、病院・診療所の医師・歯科医師・薬剤師等が、自宅を訪問して、心身の状況や環境等を踏まえて療養上の管理及び指導を行うサービスです。

人／年

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅療養管理指導	計画値	1,488	1,548	1,620	1,619	1,750	1,881
	実績	1,267	1,459				
介護予防 居宅療養管理指導	計画値	180	192	192	146	161	175
	実績	130	115				

①ー6 (介護予防) 通所介護

(介護予防) 通所介護(デイサービス)は、デイサービスセンター等に日帰りで通う利用者に対して、入浴・食事の提供、健康チェック、生活指導、ADL(日常生活動作)の向上のためのリハビリなどを行うサービスです。

人/年

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
通所介護	計画値	3,936	4,176	4,368	5,940	6,557	7,186
	実績	4,496	4,837				
介護予防通所介護	計画値	1,560	1,584	1,656	1,806	1,943	2,081
	実績	1,414	1,527				

①ー7 (介護予防) 通所リハビリテーション

(介護予防) 通所リハビリテーションは、介護老人保健施設や病院・診療所に通う利用者に対して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための必要なリハビリテーションを行うサービスです。

人/年

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
通所 リハビリテーション	計画値	2,376	2,484	2,616	2,796	3,083	3,358
	実績	2,118	2,295				
介護予防通所 リハビリテーション	計画値	624	648	684	708	764	840
	実績	581	577				

①－８ （介護予防）短期入所生活介護

（介護予防）短期入所生活介護は、在宅の要介護者等が介護老人福祉施設等に一時的に入所し、日常生活の世話等を受けるサービスです。

人／年

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所生活介護	計画値	1,452	1,404	1,476	1,932	2,148	2,388
	実績	1,749	1,457				
介護予防短期入所 生活介護	計画値	18	18	18	36	72	84
	実績	71	31				

①－９ （介護予防）短期入所療養介護

（介護予防）短期入所療養介護は、在宅の要介護者等が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に一時的に入所し、看護・医学的管理下の介護・機能訓練等を受けるサービスです。

人／年

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所療養介護	計画値	324	348	348	276	312	336
	実績	237	217				
介護予防短期入所 療養介護	計画値	3	3	3	12	12	24
	実績	3	0				

①－10 （介護予防）特定施設入居者生活介護

（介護予防）特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームや軽費老人ホーム等の入居者が、その施設で特定施設サービス計画に基づき、介護や日常生活の世話、機能訓練・療養上の世話を受けるサービスです。

人／年

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
特定施設入居者 生活介護	計画値	432	432	468	498	516	528
	実績	375	414				
介護予防特定施設入 居者生活介護	計画値	144	144	156	72	72	72
	実績	91	84				

①-11 (介護予防) 福祉用具貸与

福祉用具貸与は、介護ベッドや車いすなどの福祉用具をレンタルできるサービスです。また、介護予防福祉用具貸与は、要支援者が介護予防を目的として福祉用具をレンタルできるサービスです。

人/年

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
福祉用具貸与	計画値	6,024	6,336	6,636	8,975	9,765	10,556
	実績	6,238	6,930				
介護予防 福祉用具貸与	計画値	1,140	1,200	1,260	1,720	1,843	1,967
	実績	1,285	1,384				

①-12 特定(介護予防) 福祉用具販売

特定(介護予防) 福祉用具販売の対象となる福祉用具には、衛生管理などの問題でレンタルが難しい特殊尿器・腰かけ便座・入浴補助用具・浴槽用手すり等があります。特定(介護予防) 福祉用具販売はこれらを購入した場合にその費用の一部を支給するものです。

人/年

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
特定福祉用具販売	計画値	144	156	156	228	256	288
	実績	171	216				
特定介護予防 福祉用具販売	計画値	96	96	108	108	132	156
	実績	82	92				

①-13 (介護予防) 住宅改修

(介護予防) 住宅改修では、要介護高齢者等の居宅での生活上の障壁を軽減するために、利用者は手すりのとりつけや段差の解消等を行う場合の費用の9割を保険給付として受けることができます。

人/年

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
住宅改修	計画値	96	96	108	196	212	240
	実績	130	158				
介護予防住宅改修	計画値	72	72	72	132	144	156
	実績	96	95				

①-14 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、在宅の要介護者についてのケアマネジメントです。要介護者が居宅サービスや地域密着型サービス、居宅で日常生活を営むために必要な保健医療・福祉サービスの適切な利用ができるように、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画を作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるようにサービス事業者等との連絡調整を行い、介護保険施設へ入所が必要な場合は紹介等を行います。

また、介護予防支援は、要支援者についての介護予防ケアマネジメントです。要支援者が介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス、介護予防に資する保健医療・福祉サービスを適切に利用できるように、地域包括支援センターの専門職が、介護予防サービス計画を作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるようにサービス事業者等との連絡調整を行います。

人／年

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護支援	計画値	11,544	12,144	12,756	14,280	15,852	17,328
	実績	11,193	11,936				
介護予防支援	計画値	6,060	6,336	6,624	6,420	6,824	7,320
	実績	5,433	5,370				

② 地域密着型サービス

地域密着型サービスの受給者数は、合計では平成21年度が1,330人、平成22年度が1,410人となっています。

今後も住み慣れた地域で、多様で柔軟な介護サービスが受けられるよう、安威川以北圏域と安威川以南圏域の2つの日常生活圏域を勘案し、地域密着型サービスのより一層の推進に努めるとともに、サービスの質の確保に向けて、「摂津市地域密着型サービス運営委員会」の意見を反映させながら、事業所の指定・指導を行い、公平・公正な運営の確保に努めます。

各サービスの整備方針、整備数及び必要利用定員総数は次のとおりです。

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

平成24年度から新たに創設されるサービスで、地域包括ケアシステムを支える重要なサービスであることから、市内で1箇所の整備を図ります。

●小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス

小規模多機能型居宅介護が安威川以南圏域に1箇所が整備されましたが、以北圏域については事業所を公募しても応募がない状況にあります。第5期計画では、未整備の1箇所は複合型サービスとして整備を図ります。

●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

特別養護老人ホームの待機者が増加していることから、施設整備として地域密着型介護老人福祉施設を日常生活圏域に1箇所ずつ整備します。

なお、地域密着型サービスについては、日常生活圏域ごとに整備数を計画していますが、小規模であるため運営面から整備が難しい状況にあります。よって、計画どおりの整備が進まない場合、利用者のニーズや事業者の意向などを踏まえ、日常生活圏域にとらわれない柔軟な整備を図ります。

■必要利用定員総数

サービス	整備数等	圏域	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認知症対応型共同生活介護	必要利用定員総数	安威川以北	27 人	27 人	27 人
		安威川以南	27 人	27 人	27 人
		合計	54 人	54 人	54 人
地域密着型特定施設入居者生活介護	必要利用定員総数	安威川以北	0 人	0 人	0 人
		安威川以南	0 人	0 人	0 人
		合計	0 人	0 人	0 人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	必要利用定員総数	安威川以北	0 人	0 人	29 人
		安威川以南	0 人	29 人	29 人
		合計	0 人	29 人	58 人

※認知症対応型共同生活介護の必要利用定員総数は、稼働率を考慮して設定しています。

②-1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と利用者からの通報により、電話による応対・訪問などの随時対応を行うサービスです。

人／年

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	計画値				72	100	120
	実績						

②-2 (介護予防) 認知症対応型通所介護

(介護予防) 認知症対応型通所介護(デイサービス)は、デイサービスセンター等に日帰りを通う認知症の方に対して、入浴・食事の提供、健康チェック、生活指導、ADL(日常生活動作)の向上のためのリハビリなどを行うサービスです。

人／年

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認知症対応型 通所介護	計画値	966	1,026	1,086	1,067	1,165	1,268
	実績	897	805				
介護予防認知症 対応型通所介護	計画値			1,086	48	60	60
	実績						

②-3 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護は「通い」を中心として、居宅介護者の心身の状況、その置かれている環境や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供し、在宅での生活継続を支援するサービスです。

人／年

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
小規模多機能型 居宅介護	計画値	180	360	360	288	300	300
	実績	0	112				
介護予防小規模 多機能型居宅介護	計画値			360	0	0	0
	実績						

②-4 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護は、身近な地域で、比較的安定状況にある認知症高齢者が共同生活をし、家庭的な雰囲気なかで、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活の支援、機能訓練を受けるサービスです。

人/年

区分		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
認知症対応型 共同生活介護	計画値	480	492	528	577	613	648
	実績	440	504				
介護予防認知症対応 型共同生活介護	計画値				0	0	0
	実績						

②-5 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、居宅での介護が困難な方が特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下）に入所して、食事や入浴、排泄など日常生活の介助、機能訓練、健康管理などのサービスを受けるものです。

人/年

区分		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護	計画値	0	0	0	0	348	696
	実績	0	0				

②-6 複合型サービス

複合型サービスは、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせたサービスを受けるものです。

人/年

区分		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
複合型サービス	計画値				0	132	300

※ 地域密着型サービスの日常生活圏域ごとのサービス量は、それぞれの圏域の状況から、上記見込み量の半分ずつで見込んでいます。

③ 施設サービス

施設サービス受給者数の合計は、平成 21 年度が 4,907 人、平成 22 年度が 5,057 人となっています。

今後も介護保険 3 施設については、利用者を要介護 4、5 などの重度者に重点化するとともに、居住系サービスとの調整を図りながら、サービス量の確保に努めます。

③-1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、施設サービス計画に基づいて、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の管理を行うサービスを提供する施設です。

人／年

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護老人福祉施設	計画値	2,796	2,892	3,000	3,204	3,240	3,288
	実績	2,803	2,972				
非転換分					3,204	3,240	3,288
介護療養からの転換分					0	0	0

③-2 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うサービスを提供する施設です。

人／年

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護老人保健施設	計画値	1,872	1,920	1,968	2,028	2,052	2,064
	実績	1,995	1,961				
非転換分					2,028	2,052	2,064
介護療養からの転換分					0	0	0

③-3 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行うサービスを提供する施設です。

人/年

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護療養型医療施設	計画値	144	144	144	108	84	48
	実績	118	151				

(4) 標準給付費の推計

① 介護給付費の推計

■介護給付費の推計

単位:千円

サービスの種類	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護サービス			
訪問介護	413,149	435,367	457,011
訪問入浴介護	33,416	34,498	35,655
訪問看護	107,390	117,065	126,327
訪問リハビリテーション	10,691	11,092	12,034
居宅療養管理指導	18,538	20,500	22,463
通所介護	412,098	453,050	495,153
通所リハビリテーション	197,615	215,940	234,362
短期入所生活介護	172,443	189,972	209,022
短期入所療養介護	15,925	18,207	19,714
特定施設入居者生活介護	92,904	95,476	98,080
福祉用具貸与	118,159	125,424	132,688
特定福祉用具販売	6,277	7,111	8,078
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3,212	4,504	5,283
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	121,497	131,799	142,638
小規模多機能型居宅介護	55,179	58,060	58,060
認知症対応型共同生活介護	138,036	146,628	154,919
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	82,357	164,715
複合型サービス	0	27,165	60,328
住宅改修	18,869	19,964	22,684
居宅介護支援	171,392	189,937	207,418
施設サービス			
介護老人福祉施設	748,330	763,593	783,674
介護老人保健施設	545,109	553,703	557,935
介護療養型医療施設	37,185	29,129	16,734
合計【介護給付費】	3,437,413	3,730,544	4,024,977

※端数処理のため、合計と各サービスの合算が合わない場合があります。

② 予防給付費の推計

■ 予防給付費の推計

単位：千円

サービスの種類	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防サービス			
介護予防訪問介護	72,783	77,766	83,326
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	10,262	10,967	11,672
介護予防訪問リハビリテーション	1,315	1,447	1,578
介護予防居宅療養管理指導	1,479	1,609	1,739
介護予防通所介護	62,913	67,305	71,697
介護予防通所リハビリテーション	28,648	30,850	33,821
介護予防短期入所生活介護	1,048	2,619	2,619
介護予防短期入所療養介護	326	326	652
介護予防特定施設入居者生活介護	7,522	7,522	7,522
介護予防福祉用具貸与	12,098	12,959	13,819
特定介護予防福祉用具販売	1,596	1,943	2,289
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	461	578	578
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
住宅改修	11,057	12,177	13,297
介護予防支援	27,809	29,548	31,683
合計【予防給付費】	239,317	257,616	276,293

※端数処理のため、合計と各サービスの合算が合わない場合があります。

2. 地域支援事業に要する費用額等の見込み

(1) 地域支援事業の費用額等の推計

地域支援事業は、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進し、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から市町村が実施する事業で、事業内容により次の3つの事業に分かれます。

① 介護予防事業

要介護状態等となることを予防し、要介護状態等の軽減または悪化を防止するための事業であるとともに、生活機能全体の維持・向上を通じ、居宅で活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する事業です。

事業名	事業内容等
二次予防事業対象者把握事業	介護予防事業対象者の把握については、地域包括支援センターを中心に民生児童委員、自治会、老人クラブ等が連携して訪問活動を実施することで、閉じこもりや虚弱高齢者などを把握します。
通所型介護予防事業	転倒等の不安のある方を対象に、集会所や拠点施設を活用し、運動器の機能向上を中心とした教室（はつらつ元気アップ教室）を実施します。
介護予防普及啓発事業	摂津市のオリジナル体操である「摂津みんなで体操三部作」を活用して、地域における介護予防のための自発的な活動を広めます。また、介護予防と健康づくりに関心を持ってもらうための各種講座・イベントを開催します。
地域介護予防活動支援事業	自主的に介護予防を取り組むグループの学習の場や交流の場を設けるとともに、リーダー的なグループである「いきいき体操の会」の運営に対し、後方支援を実施します。
介護保険啓発事業	「介護の日」のイベント開催や出前講座、パンフレットの作成などにより、市民の介護についての理解と認識を深めることを図ります。

② 包括的支援事業

地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的とした事業で、地域包括支援センターが、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント業務を実施します。

業務名	業務内容
介護予防ケアマネジメント業務	二次予防事業対象者の方に対して、「介護予防」、「自立支援」の観点で、ケアプランの作成を行います。
総合相談支援業務、権利擁護業務	総合相談支援として、高齢者やそのご家族、近隣に暮らす方の介護、福祉、健康、医療に関する心配ごとや悩みについての対応を行います。権利擁護として、虐待や消費者被害の防止や早期対応を行います。また、成年後見制度の紹介も行います。
包括的・継続的ケアマネジメント業務	高齢者に暮らしやすい地域にするため、地域のケアマネジャーに対する支援のほか、医療機関など様々な関係機関とのネットワークづくりを行います。

③ 任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とした事業です。

事業名	事業内容
介護給付適正化事業	適正なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、要介護認定の適正化やケアプランの点検、住宅改修の適正化など「8事業」を実施することで、介護給付の適正化を図ります。
家族介護支援事業	在宅で介護を受けている方やその家族に対し、介護負担の軽減を図るため、介護用品（紙おむつ）の給付を行います。
介護相談員派遣事業	介護相談員が入所・通所施設（事業所）を訪ね、利用者や家族から介護サービスに関する疑問や不満等を聴き、サービス事業者との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質的向上などを図ります。
高齢者権利擁護事業	生命や権利が侵害される危険性のある場合に、社会福祉士等が成年後見制度へつなぎ、高齢者の方の安心した暮らしの確保を図ります。

なお、介護保険法の改正により平成24年度から「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されました。この事業は、市町村の判断により、地域支援事業において、要支援者や二次予防事業対象者に、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供する事業です。

本市では、第5期計画においては、従来から実施している高齢者福祉サービスや要支援者への予防給付の充実によって、要支援者や二次予防事業対象者へのサービス提供を継続していく観点から、「介護予防・日常生活支援総合事業」を採り入れず、今後、必要に応じてサービスの再構築を行う場合に、事業の実施を検討します。

各事業の事業量及び事業費については、第4期計画の事業実績をもとに、次のとおり見込んでいます。

地域支援事業の事業量の見込み

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防事業			
二次予防事業対象者把握事業	—	—	—
通所型介護予防事業 (はつらつ元気アップ教室の実施箇所)	5 箇所	6 箇所	6 箇所
介護予防普及啓発事業 (講座や教室などの数)	3 回	4 回	5 回
地域介護予防活動支援事業 (「摂津みんなで体操三部作」の普及活動に参加する延人数)	9,000 人	9,200 人	9,400 人
介護保険啓発事業	—	—	—
包括的支援事業			
介護予防ケアマネジメント業務	—	—	—
総合相談支援業務・権利擁護業務 (相談件数)	年 300 件	年 330 件	年 360 件
包括的・継続的ケアマネジメント業務 (ケアマネジャーからの相談件数)	年 45 件	年 50 件	年 55 件
任意事業			
介護給付適正化事業	—	—	—
家族介護支援事業 (紙おむつ支給人数)	年 288 人	年 600 人	年 700 人
介護相談員派遣事業 (派遣施設・事業所数)	20 箇所	21 箇所	22 箇所
高齢者権利擁護事業 (成年後見制度に係る市長申立件数)	年 5 回	年 6 回	年 7 回

地域支援事業の事業費の見込み

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域支援事業	82,544,000 円	91,155,000 円	100,200,000 円
介護予防事業	6,887,000 円	7,605,000 円	8,876,000 円
二次予防事業対象者把握事業	3,108,000 円	3,432,000 円	4,006,000 円
通所型介護予防事業	2,075,000 円	2,291,000 円	2,674,000 円
介護予防普及啓発事業	1,224,000 円	1,352,000 円	1,577,000 円
地域介護予防活動支援事業	350,000 円	386,000 円	451,000 円
介護保険啓発事業	130,000 円	144,000 円	168,000 円
包括的支援事業	50,633,000 円	55,915,000 円	61,118,000 円
介護予防ケアマネジメント業務			
総合相談支援業務・権利擁護業務	50,633,000 円	55,915,000 円	61,118,000 円
包括的・継続的ケアマネジメント業務			
任意事業	25,024,000 円	27,635,000 円	30,206,000 円
介護給付適正化事業	5,260,000 円	5,809,000 円	6,349,000 円
家族介護支援事業	17,200,000 円	18,995,000 円	20,762,000 円
介護相談員派遣事業	942,000 円	1,040,000 円	1,137,000 円
高齢者権利擁護事業	1,622,000 円	1,791,000 円	1,958,000 円

※地域支援事業費は、保険給付費見込み額（標準給付費より審査支払手数料を除いた額）の3%を上限とします。

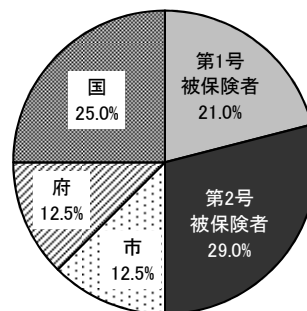
地域支援事業の負担割合

<介護予防事業費>

介護予防事業に要する費用の50.0%を公費、残り50.0%を保険料で負担します。そのため、第1号被保険者は21.0%、第2号被保険者は29.0%となります。

上限額を保険給付費の2%以内と設定し、事業を実施します。

<介護予防事業費の負担割合>

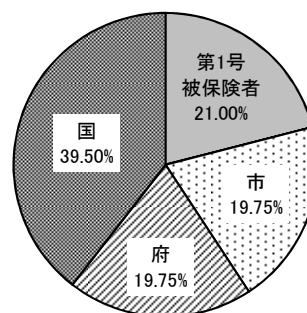


<包括的支援事業費・任意事業費>

包括的支援事業費・任意事業費に要する費用の79.0%を公費、残り21.0%を第1号被保険者が負担します。

上限額を保険給付費の2%以内と設定し、事業を実施します。

<包括的支援事業費・任意事業費の負担割合>



3. 保険料の算定

(1) 標準給付費の推計

介護給付費及び予防給付費の合計に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を合わせた標準給付費を試算すると、次のようになります。

■標準給付費推計

単位：円

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合 計
総給付費	3,676,729,438	3,988,160,072	4,301,270,928	11,966,160,438
特定入所者介護サービス費等給付額	156,559,397	166,472,473	177,013,229	500,045,099
高額介護サービス費等給付額	73,901,239	76,118,276	78,401,824	228,421,339
高額医療合算介護サービス費等給付額	8,939,705	9,710,428	10,426,827	29,076,960
審査支払手数料	3,373,680	3,664,560	3,934,896	10,973,136
合計 【標準給付費】	3,919,503,459	4,244,125,809	4,571,047,704	12,734,676,972

(2) 第1号被保険者が負担すべき費用（保険料収納必要額）の見込み

第5期計画期間における保険料収納必要額を試算すると、次のようになります。

■保険料収納必要額

単位：円

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合 計
標準給付費見込み額	3,919,503,459	4,244,125,809	4,571,047,704	12,734,676,972
地域支援事業費見込み額	82,544,000	91,155,000	100,200,000	273,899,000
保険給付費見込み額に対する割合	2.1%	2.1%	2.2%	2.2%
第1号被保険者負担分相当額	840,459,486	910,441,035	980,996,448	2,731,800,954
調整交付金見込み額	13,326,000	14,430,000	15,542,000	43,298,000
市町村特別給付費等	355,000	360,000	360,000	1,075,000
準備基金取崩額				82,070,690
財政安定化基金取崩による交付額				24,646,947
保険料収納必要額				3,219,594,166

※地域支援事業費は、保険給付費見込み額（標準給付費より審査支払手数料を除いた額）の3%を上限とします。

(3) 負担割合

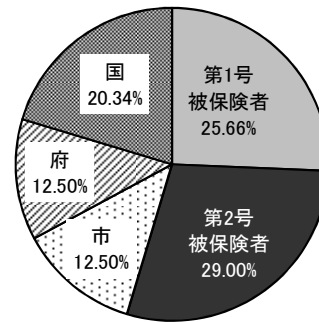
① 保険給付費の負担割合

介護保険では、原則として利用者負担を除いた保険給付に要する費用の約半分が公費負担（国25.0%、府12.5%、市12.5%）で、残りを第1号被保険者、第2号被保険者からの保険料で負担する仕組みとなっています。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、全国ベースでの被保険者の比率に基づいて政令で定められ、平成24年度からの第5期計画期間においては、第1号被保険者が21.0%、第2号被保険者は29.0%となります。

ただし、国負担分のうち5%相当分については、75歳以上の被保険者数や所得段階別の加入割合によって交付率が調整されます。本市では、この交付率を0.34%として推計しています。このため、第1号被保険者の負担割合は、全国平均交付率の5%と0.34%の差となる4.66%が上乗せされ、25.66%となります。

＜保険給付費の負担割合＞



(4) 第1号被保険者の保険料額の算出

第1号被保険者の保険料額は保険料収納必要額を予定保険料収納率で割り、さらに所得段階別加入割合補正後被保険者数で割って算出します。その額を計画期間である3年で割り、さらに12か月で割ると月額保険料額となります。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{第1号被保険者の}} \\
 \boxed{\text{保険料額(月額)}} \\
 = \\
 \boxed{\text{保険料収納必要額}} \\
 \boxed{3,219,594,166 \text{ 円}} \\
 \div \\
 \boxed{\text{予定保険料収納率}} \\
 \boxed{97.8\%} \\
 \\
 \div \\
 \boxed{\text{所得段階別加入割合補正後被保険者数}} \\
 \boxed{18,325 \text{ 人}} \\
 \div 3 \div 12 \\
 \\
 \div \\
 \boxed{\text{第1号被保険者の保険料額(基準月額)}} \\
 \boxed{4,990 \text{ 円}}
 \end{array}$$

(5) 第1号被保険者の所得段階別割合

今期計画においても一定の軽減措置を講じることができるように、また、保険料必要額を確保できるように、弾力的な対応を実施します。

第4期計画に引き続き、現行の保険料第4段階（本人が市町村民税非課税）について特例を設けて保険料率を二分化します。また、第5期計画では、新たに第3段階の所得区分の細分化が可能となっています。

本市においても、第3段階の細分化（世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下）を設定することにより、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな段階数及び保険料率を設定します。

■ 所得段階別保険料率

段 階	対 象 者	保 険 料 率
第1段階	老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方 生活保護受給者の方	基準額×0.5
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	
特例 第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	基準額×0.70
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、第1段階・第2段階・特例第3段階に該当しない方	基準額×0.75
特例 第4段階	世帯に市町村民税課税の方がいて、本人が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9
第4段階	世帯に市町村民税課税の方がいて、本人が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額×1.0
第5段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.2
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.25
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	基準額×1.5
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.75
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の方	基準額×1.85
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×2.0

